

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第6区分  
 【発行日】平成20年4月24日(2008.4.24)

【公表番号】特表2007-535450(P2007-535450A)  
 【公表日】平成19年12月6日(2007.12.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2007-047  
 【出願番号】特願2007-510658(P2007-510658)  
 【国際特許分類】

**B 6 5 D 19/34 (2006.01)**

**A 4 7 F 5/11 (2006.01)**

【FI】

B 6 5 D 19/34 Z

A 4 7 F 5/11

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月5日(2008.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プラットフォームであって、

半加工品(1、23、29)と、垂直支持部(13)及び水平支持部(14)から成る荷積み棚(12)とから形成され、前記半加工品が、前記荷積み棚(12)の前記支持部(13、14)の周囲に折り曲げられ、前記半加工品が、各開口部(4、25、32)で荷積み棚(12)の中央の脚(18)を受容する少なくとも二つの開口部(4、25、32)を有することに特徴付けられるプラットフォーム。

【請求項2】

前記半加工品(1、23、29)が、二つの長手方向の折り返し(2、24、30)と、中央の矩形部分と、使用される前記荷積み棚(12)の形状による適切な方法で、前記半加工品を折り曲げるための折り目(6から8、11、27、28、35から39)と、を有すること、及び二つの荷積み棚(12)が使用されることに特徴付けられる、請求項1に記載のプラットフォーム。

【請求項3】

折り目(7、28)が、各荷積み棚(12)の垂直支持部(13)の上端部と一致する位置に配列されることと、前記長手方向の折り返し(2、24)が、前記垂直支持部(13)の周囲に折り曲げられるようになっていないことと、前記長手方向の折り返し(2、24)が、前記折り返し(2、24)をそれぞれの荷積み棚(12)に取付けるための手段を有することとに特徴付けられる、請求項2に記載のプラットフォーム。

【請求項4】

前記取付ける手段が、各折り返し(2、24)の長手方向の側部から突出する四つの指状突起(5、26)であり、前記指状突起(5、26)が、各荷積み棚(12)の垂直支持部(13)の孔(15)と協働するようになっていないことに特徴付けられる、請求項3に記載のプラットフォーム。

【請求項5】

各荷積み棚(12)の水平支持部(14)の端部の二つの脚(17)が、各長手方向の折り返し(2、24)の横方向側部のすぐ外側に配置されるようになっていないことに特徴

付けられる、請求項 2 に記載のプラットホーム。

【請求項 6】

前記半加工品が、二つの横方向の折り返し（3、19、20、31）をさらに有することと、支持面が、前記荷積み棚（12）の垂直支持部（13）の間に形成されることと、前記半加工品（1、29）が、前記支持面の少なくとも一部分を二重層として配置されることと、前記プラットホームが、荷重支持体であることとに特徴付けられる、請求項 2 に記載のプラットホーム。

【請求項 7】

前記横方向の折り返し（3、19、20、31）が、各荷積み棚（12）の水平支持部（14）の短い端部に位置付けられるように配置される折り目（8、37）を有し、それによって、前記折り目（8）の外側の前記横方向の折り返し（3、15、20）の部分が、折り重なるようになっていることに特徴付けられる、請求項 6 に記載のプラットホーム。

【請求項 8】

前記横方向の折り返し（3、19）の外側端部（9）の横方向の広がり、前記折り返し（3、19）の残りの部分より小さいことと、折り目（11）が、各横方向の折り返し（3、19）の外側端部（9）の各側部に形成され、前記折り目が、スリット（10）の内側端部と前記外側端部（9）の自由端部との間に配列されることと、前記折り目（11）の外側に配置される横方向の折り返し（3、19）の外側端部（9）の部分が、前記プラットホームが形成される時に、各荷積み棚（12）の水平支持部（14）の下側に配置されるようになっていることに特徴付けられる、請求項 6 又は 7 に記載のプラットホーム。

【請求項 9】

前記横方向の折り返し（19、20）の外側端部が、前記プラットホームが形成された時に、互いに隣接して配置されることに特徴付けられる、請求項 8 に記載のプラットホーム。

【請求項 10】

タブ（21）が、前記横方向の折り返し（20）の一つの端部に形成され、前記タブ（21）が、別の折り返し（20）の溝（22）で受容されるようになっていることに特徴付けられる、請求項 9 に記載のプラットホーム。

【請求項 11】

前記プラットホームが、トラフの形状を有することに特徴付けられる、請求項 6 に記載のプラットホーム。

【請求項 12】

各長手方向の折り返し（30）が、各々の側部に折り曲げられた横方向の折り返し（31）の内側に受容されるための端部折り返し（34）を有することと、前記長手方向の折り返し（30）が、それぞれの荷積み棚（12）の垂直支持部（13）の背面側に接して折り曲げられることとに特徴付けられる、請求項 11 に記載のプラットホーム。

【請求項 13】

各横方向の折り返し（31）の外側の部分が、形成されたプラットホームの中央の底部で受容されることに特徴付けられる、請求項 12 に記載のプラットホーム。

【請求項 14】

タブ（41）が、前記横方向の折り返し（31）と前記プラットホームの中央部との間の折り目（37）に配置されるノッチ（40）で受容されるために、前記横方向の折り返し（31）に形成されることに特徴付けられる、請求項 13 に記載のプラットホーム。

【請求項 15】

前記半加工品（29）が、前記荷積み棚（12）の全ての脚（17、18）を受容するための開口部（32、33）を有することに特徴付けられる、請求項 2 に記載のプラットホーム。

【請求項 16】

前記半加工品（ 2 3 ）が、前記プラットホームが形成される時に、前記荷積み棚（ 1 2 ）の間の領域に単層を形成することと、前記半加工品（ 2 3 ）が、テープ又はその他の接着剤によって、前記プラットホームに受容されるパッケージ又はそのような物に固定されることとに特徴付けられる、請求項 2 から 4 のいずれか一項に記載のプラットホーム。

【請求項 1 7】

前記半加工品（ 1、 2 3、 2 9 ）が、ボール紙から作られることに特徴付けられる、請求項 2 に記載のプラットホーム。

【請求項 1 8】

前記半加工品（ 1、 2 3、 2 9 ）が、波形の又は平坦なプラスチック板から作られることに特徴付けられる、請求項 2 に記載のプラットホーム。